

愛知県海岸協力団体指定に係る実施要領

(趣旨)

第1 この実施要領は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第23条の3第1項の規定に基づく海岸協力団体の指定の審査その他の海岸協力団体の指定の実務に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2 県が管理する海岸の管理者である知事（以下「知事」という。）は、本実施要領に基づき募集要項を作成し、海岸協力団体の公募を行うものとする。

(申請資格)

第3 海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの。以下「法人等」という。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 代表者が定まっていること。
- 二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- 三 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- 四 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- 五 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- 六 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 八 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 九 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- 十 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

(活動内容)

第4 海岸協力団体は次に掲げる活動を行うことができるものとする。

- 一 海岸の除草又は清掃、自然環境の整備等、海岸管理者に協力して行う工事又は海岸の維持

- 二 不法行為の監視、海岸の利用状況の把握等、海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- 三 外来種又は希少種の調査等、海岸の管理に関する調査研究
- 四 海岸の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等海岸の管理に関する知識の普及及び啓発
- 五 調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(申請)

第5 海岸協力団体の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を知事へ申請するものとする。

- 一 申請書(様式1)
- 二 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- 三 活動実績報告書(直近概ね5年間) (様式1-2)
- 四 活動予定期間の実施計画書(最長5年間) (様式1-3)
- 五 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 六 法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る。)(様式自由)
- 七 第3における六～十の要件を満たすことを証する誓約書(様式1-4)
- 八 その他知事が必要と認める書類

2 申請の受付は別紙「愛知県海岸協力団体 申請先一覧表」における地方機関で行うものとし、地方機関は申請書類を確認のうえ施設を管理する主務課(河川課、港湾課、農地計画課)に進達するものとする。

3 表1に該当する団体は、添付すべき資料を提出することで、申請書類の一部を省略することができるものとする。ただし、活動予定期間中に該当から外れた場合は、その旨の速やかに報告するとともに、省略した書類を提出すること。

表1

該当団体	添付すべき書類	省略できる書類
国土交通大臣に海岸協力団体として指定されている団体	・海岸協力団体指定証	二 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの 三 活動実績報告書 五 法人等の監査報告書又は収支計算書
愛知県にNPO法人として5年以上認証されている団体	・認証書の写し ・登記事項証明書の写し	二 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの 五 法人等の監査報告書又は収支計算書

(確認及び審査)

第6 知事は、第5により提出された申請書類について第3に定める申請資格の確認を行うとともに、活動実績報告書の審査は別紙「審査要領①」、活動実績計画書書の審査は別紙「審査要領②」に基づいて行うものとする。

2 知事は、必要に応じて次に掲げるものを実施するものとする。

- 一 申請者へのヒアリング
- 二 地方機関への意見聴取

(指定)

- 第7 知事は、法第23条の3第1項の規定に基づき、第6の確認及び審査の結果、申請をした法人等が法第23条の4に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、当該法人等を海岸協力団体として指定することができる。
- 2 知事は、海岸協力団体の指定をした法人に対し、当該法人等の名称、活動を行う海岸の区域、指定番号及び指定期間を明記した指定証(様式2)を、活動を行う海岸の区域を明示した指定区域図(様式自由)を添付して発行することとする。
 - 3 知事は、前項の規定による海岸協力団体の指定を行った場合は、指定した当該法人等の名称、活動を行う海岸の区域、指定番号及び指定期間を公示するものとする。
 - 4 海岸協力団体の指定期間は、活動計画書に記載された年数とする。
 - 5 知事は指定をしないこととしたときは、申請をした法人に対して、海岸協力団体非指定通知書(様式3)により理由を付して通知するものとする。

(活動状況の確認)

- 第8 知事は、法第23条の5第1項の規定に基づき、海岸協力団体に対し、年に1回活動内容について報告させるものとする。報告の期限は4月末までとする。
- 2 前項のほか、知事は、法第23条の5第1項の規定に基づき、海岸協力団体に対し、当該海岸協力団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動内容について臨時の報告をさせることができる。

(活動内容の変更)

- 第9 海岸協力団体が活動内容を変更する場合、知事は、法第23条の5第1項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を明らかにした活動実施計画書を提出させるものとする。
- 2 前項により提出された活動実施計画書について、知事は「審査要領②」に基づいて審査を行ったうえで、知事は変更を認めるものとする。

(活動内容の改善)

- 第10 知事は、海岸協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画書について法第23条の55第2項の規定に基づき改善すべきことを命じ、又は法第23条の6の規定に基づき指導若しくは助言をすることができる。
- 2 知事は、海岸協力団体が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると判断した場合(指定後に第3に定める要件に適合しなくなったと認められる場合を含む。)には、法第23条の5第2項の規定に基づき、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定期間の更新)

- 第 11 海岸協力団体が指定証に記載の指定期間を更新する場合、知事は指定期間の終了3か月前までに指定期間更新の内容を明らかにした活動実施計画書を提出させるものとする。
- 2 前項により提出された活動実施計画書について、知事は「審査要領②」に基づいて審査を行ったうえで指定期間の更新を認め、その旨を公示するものとする。

(指定内容の変更等)

- 第 12 知事は、海岸協力団体の代表者等が変更となった場合には、法第 23 条の 5 第 1 項の規定に基づき、速やかに指定内容変更届(様式 4)を提出させるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により海岸協力団体の指定内容が変更となった場合は、その旨を公示するものとする。

(指定の取り消し)

- 第 13 知事は、法第 23 条の 5 第 3 項に規定する場合のほか、海岸協力団体が、詐欺その他不正の手段により海岸協力団体の指定を受けたと認められるときは、当該指定を取り消すことができる。
- 2 知事は、指定証に記載の指定期間が終了したにもかかわらず、次の計画期間の活動計画書が提出されなかったときは、当該指定を取り消すものとする。
- 3 知事は、海岸協力団体取消届(様式 5)により海岸協力団体から指定の取消しの申請があったときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 知事は、海岸協力団体の指定を取り消した場合には、その旨を公示するものとする。

(公示)

- 第 14 知事は、海岸協力団体の指定、指定内容の変更、指定の取り消しを行う場合はその旨を愛知県河川課 WEB ページで行うものとする。

(県庁と地方機関の役割)

- 第15 この実施要領に基づく知事が行う事務の事務局は、施設を管理する主務課(河川課、港湾課、農地計画課)とする。
- 2 この実施要領に基づく書類は、地方機関を経由することとする。

附 則

- この実施要領は、令和2年2月28日から施行する。
- この実施要領は、令和3年1月1日から施行する。